

次のとおり一般競争入札を行います。

令和8年7月7日

収支等命令者

佐賀県茶業試験場長 山口 史子

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 碾茶用製茶機械装置 1式
- (2) 調達物品の仕様等 入札条件書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和9年3月5日(金)
- (4) 納入場所 嬉野市嬉野町大字下野丙 1870-5 佐賀県茶業試験場 製茶試験棟

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を有すること。

なお、当該入札参加資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書の様式に必要事項を記入のうえ、令和8年7月29日(水)午後5時までに、アの場所に直接持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に入札説明書に定める書類を添付のうえ、令和8年8月5日（水）午後5時までに以下の担当部局に持参又は郵送（同月5日（水）午後5時までに担当部局に必着）すること。

提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書類については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

担当部局

佐賀県茶業試験場 総務・普及担当

郵便番号 843-0302

嬉野市嬉野町下野丙 1870-5

電話番号 0954-42-0066

電子メールアドレス chagyoushiken@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象とする。

競争入札参加資格の確認結果は、令和8年8月12日（水）までに通知する。

5 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- (1) 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理手続、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。
- (5) その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

6 入札手続等に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
3の担当部局に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

令和8年7月7日（火）から同年8月5日（水）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、3の担当部局において交付するものとする。また、佐賀県のホームページからも入手できる。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和8年8月19日（水）午前11時

イ 場所 嬉野市嬉野町下野丙 1870-5 佐賀県茶業試験場 2階 会

議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札とする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする（入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和8年8月18日（火）午後5時までに3の担当部局に必着とする。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しない。また、封筒に「碾茶用製茶機械装置一式調達入札書在中」と朱書きすること。）。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(6) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、同条第3項第1号に該当し証書を提出する場合又は同項第2号若しくは第3号のいずれかに該当する場合、入札保証金を免除し、又は一部を減額する。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則104条第1項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証を

した小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(9) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(10) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札を行うこととし、改めて再度入札の方法について通知する。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(11) 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない

場合は、延期することもあるので、事前に3の担当部局に確認すること。

7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし、規則第115条第3項第1号若しくは第2号に該当し証書を提出する場合又は同項第3号若しくは第4号のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、6の(6)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

(4) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから30日以内

(5) 詳細は、入札説明書による。

8 この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条に規定する特定調達契約である。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased:

Tencha tea manufacturing machinery system, 1 set

(2) Delivery period:

Friday, March 5, 2027

(3) Time limit for tender:

11:00 am, Wednesday, August 19, 2026

(4) Contact information:

Saga Pref. Tea Experiment Station

1870-5 Shimono-hei, Ureshino-cho, Ureshino City, Saga 843-0302,

Japan

Tel: 0954-42-0066

Email: chagyoushiken@pref.saga.lg.jp